

在留邦人の皆様へ

2015年11月9日

大使館からのお知らせ
(機械読取式でない旅券(非MRP)の流通期限(ICAO勧告))

旅券の国際基準を定めている国際民間航空機関(ICAO)は、機械読取式でない旅券(非MRP)の流通を2015年11月24日までと定めており、翌25日以降は原則として使用ができなくなります。

詳細については、http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_001066.htmlをご覧ください。

在ナイジェリア日本大使館

領事班

TEL: (234-9) 461-2713 (代)

メールアドレス: visanaigeria@la.mofa.go.jp